

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素
ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について
(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。

内容につきましては下記の通りです。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

本件は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染がこれまでに経験したことの ない拡大となっている状況における患者への医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベ等が枯渇したことにより、やむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合や、やむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を医療用液化ガス超低温容器として使用する場合の取扱いについて、「酸素ガス専用の工業用ガスボンベ（黒色）を使用すること」、「在宅酸素療法の患者等への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること」等のそれぞれ8点の条件を示すものであります。

なお、今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数等が急速に増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の感染状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されることとされていることを申し添えいたします。

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html